

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和6年5月31日

担 当	東京労働局労働基準部安全課
	課長 伊藤 聖
	主任安全専門官 成田 光志
	安全専門官 野上 浩一
	電 話 03(3512)1615

## 7月に全国安全週間を実施します。

### ～ゼロ災職場を目指し、局長パトロール・集中現場指導等の実施～

東京労働局（局長 美濃芳郎）では、事業者等の関係者が、安全と健康に関する問題を深く認識し、改めて、労働者の安全と健康の確保に対する取組の決意を共有する機会として、広く安全意識の高揚を図ることを目的とした全国安全週間（準備期間：6月1日から6月30日、本週間：7月1日から7月7日）を実施します。

この期間において、東京産業安全衛生大会の開催、関係団体等に対する労働災害防止に係る要請、局長パトロール、集中現場指導の実施など様々な労働災害防止に係る取組を展開することとしています。

#### 全国安全週間について（実施要綱は別添1）

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎えます。

今年は、第14次労働災害防止計画に基づく取組が展開されているところであり、労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間を、以下のスローガンの下で実施します。

令和6年度スローガン

**「危険に気付くあなたの目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全」**

東京労働局管内において、労働災害による休業4日以上死傷者数は3年連続して1万人（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いたもの）を超えている状況

であり、東京労働局では、労働災害の減少を図るために、以下のような取組を行います。

### 【取組概要】

#### 1 第20回東京産業安全衛生大会の開催（別添2）

(1) 開催日時

7月4日（木）午後1時30分～午後5時

(2) 開催場所（集合形式での開催）

一ツ橋ホール（東京都千代田区一ツ橋 2-6-2）

(3) 内容

① 安全衛生表彰

② 事例発表1

「〔仮称〕 亀戸六丁目共同住宅新築工事における安全衛生管理」

前田建設工業株式会社 東京建築支店

統括所長 中村 寛

作業所長 黒澤 達

安全環境部長 齊藤 建

③ 事例発表2

「大岩マシナリーにおける安全衛生管理活動について」

株式会社大岩マシナリー 本社

取締役 管理統括 兼 安全衛生課 課長 加瀬 満

④ 特別講演

「笑いは安全の源」

落語家 初音家 左橋

#### 2 労働災害防止に係る要請（別添3）

全国安全週間の実施に合わせ、関係団体及び地方公共団体ののべ 170 機関に対して、労働災害の現状を伝えるとともに、傘下事業場等に対して労働災害防止に向けた指導・啓発を行うよう要請しました。

#### 3 パトロール等の実施

(1) 局長パトロールの実施（7月2日予定）

(2) 労働基準部長パトロールの実施（6月25日予定）

(3) 「TOKYO 小売業 SAFE 協議会」を現場視察型協議会により開催  
（6月27日予定）

※上記（1）から（3）の詳細は決まり次第改めてお知らせいたします。

#### **4 建設現場に対する集中指導の実施**

各労働基準監督署では、本期間中に建設現場に対して集中指導を実施します。

#### 別添資料

- 1 令和6年度全国安全週間実施要綱
- 2 第20回東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO 2024
- 3 各関係団体の長あて労働災害防止の要請文書等
- 4 職場の「熱中症」を防ごう！
- 5 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

## 令和6年度全国安全週間実施要綱

### 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたが目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全

### 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

### 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
  - ① 安全衛生管理体制の確立
    - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
    - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
    - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
    - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
  - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
    - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
    - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
    - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
    - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
  - ③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
  - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
  - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
  - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
  - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
    - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
    - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
    - ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
    - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
    - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
  - ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
    - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
    - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
    - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
    - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
    - オ トラックの逸走防止措置の実施
    - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
  - ③ 建設業における労働災害防止対策
    - ア 一般的事項
      - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
      - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
      - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
      - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
      - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
      - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
      - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
    - イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

イ その他請負人等が上記10(1)～10(3)④に掲げる事項を円滑に実施する

ための配慮

# 第20回 Safe Work TOKYO 2024 東京産業安全衛生大会



第14次労働災害防止計画  
推進中

参加費  
無料

トップが発信！ みんなで宣言  
一人一人が「安全・安心」

令和6年

日時

7月4日(木)

午後1時30分～午後5時00分

場所

一ツ橋ホール

東京都千代田区一ツ橋2-6-2

第一部

安全衛生表彰

第二部

事例発表

「(仮称)亀戸六丁目共同住宅  
新築工事における安全衛生  
管理」

前田建設工業株式会社

東京建築支店

統括所長 中村 寛  
作業所長 黒澤 達  
安全環境部長 齊藤 建

「大岩マシナリーにおける  
安全衛生活動について」

株式会社大岩マシナリー 本社

取締役 管理統括  
兼 安全衛生課 課長 加瀬 満

特別講演

「笑いは安全の源」

落語家

初音家 左橋



主催：東京労働局 各労働基準監督署(支署)  
公益社団法人東京労働基準協会連合会 各地区労働基準協会  
協賛：(一社)東京経営者協会 日本労働組合総連合会東京都連合会 建設業労働災害防止協会東京支部 陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部 林業・木材製造業労働災害防止協会東京都支部 (一社)日本ボイラ協会東京支部 (一社)日本クレーン協会東京支部 (公社)ボイラ・クレーン安全協会東京事務所 (公社)建設荷役車両安全技術協会東京都支部 東京都社会保険労務士会 (独)労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター  
後援：東京都 特別区長会 東京都市長会 東京都町村会

# 申込先

## 公益社団法人 東京労働基準協会連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL 03-6380-8305



<https://www.toukiren.or.jp/tokyoanei2024.html>

申込みは、Webでお願いします。

ご記入頂いた個人情報につきましては、本大会の的確な実施のために使用するもので、これ以外の目的には使用しません。

## プログラム

### ① 主催者挨拶

東京労働局長  
公益社団法人東京労働基準協会連合会会長

### ② 来賓祝辞

東京都産業労働局長  
中央労働災害防止協会理事長  
一般社団法人東京経営者協会会長  
日本労働組合総連合会東京都連合会会長

### ③ 安全衛生表彰

〈休憩〉

### ④ 事例発表

#### 「(仮称)亀戸六丁目共同住宅新築 工事における安全衛生管理」

前田建設工業株式会社 東京建築支店  
統括所長 中村 寛  
作業所長 黒澤 達  
安全環境部長 齊藤 建

#### 「大岩マシナリーにおける安全衛生 活動について」

株式会社大岩マシナリー 本社  
取締役 管理統括  
兼 安全衛生課 課長 加瀬 満

### ⑤ 特別講演

#### 「笑いは安全の源」

落語家 初音家 左橋

### ⑥ 大会宣言

建設業労働災害防止協会東京支部長

## 会場案内



東労発基 0531 第 1 号  
令和 6 年 5 月 31 日

関係団体  
代表者 殿

東京労働局長

### 第 97 回全国安全週間の実施について

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間とした、第97回全国安全週間を別添の実施要綱に基づき全国的に展開いたします。

東京労働局管内における令和5年の労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いたもの）については、死亡者数は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷者数は、前年を上回る見込みであり、近年増加傾向が見られます。

また、休業4日以上死傷者数は3年連続で1万人を超えており、憂慮すべき状況にあります。

東京労働局では、昨年3月に第14次東京労働局労働災害防止計画を策定し、「Safe Work TOKYO」の下、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズとして、事業場の労使はもとより、関係業界団体、関係行政機関等すべての関係者が認識を共有して取組を推進しているところです。

全国安全週間については広く地域社会での安全意識の高揚と安全活動の定着、そして第14次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組の啓発及び浸透を積極的に図っていきたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれましても、別紙を会報等に掲載する、会議で配布する等により、傘下関係事業場に周知するなど関係者に対する労働災害防止の指導・啓発について特段の御理解、御協力をお願いいたします。

東労発基 0531 第2号  
令和6年5月31日

地方公共団体の長 殿

東京労働局長

### 第97回全国安全週間の実施について

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間とした、第97回全国安全週間を別添の実施要綱に基づき全国的に展開いたします。

東京労働局管内における令和5年の労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いたもの）については、死亡者数は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷者数は、前年を上回る見込みであり、近年増加傾向が見られます。

また、休業4日以上死傷者数は3年連続で1万人を超えており、憂慮すべき状況にあります。

東京労働局では、昨年3月に第14次東京労働局労働災害防止計画を策定し、「Safe Work TOKYO」の下、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズとして、事業場の労使はもとより、関係業界団体、関係行政機関等すべての関係者が認識を共有して取組を推進しているところです。

全国安全週間については広く地域社会での安全意識の高揚と安全活動の定着、そして第14次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組の啓発及び浸透を積極的に図っていきたいと考えております。

つきましては、貴職におかれましても、別紙を広報誌等に掲載する、会議で配布する等により、管下事業場に周知するなど関係者に対する労働災害防止の指導・啓発について特段の御理解、御協力をお願いいたします。

## 職場における労働災害防止の要請

都内の労働災害による死亡者数は、労使の皆様を始め関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。

しかしながら、今なお死亡災害が発生しており、昨年1年間においては、46人（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いた人数。以下同様。）の方が労働災害により亡くなられています。

令和5年における全産業の休業4日以上労働災害による死傷者数は11,394人に上り、3年連続1万人を超えており、憂慮すべき状況にあります。

高所等からの墜落・転落による死亡災害は、建設業のみならず他の産業でも発生しており、高所作業時の安全対策が重要となっています。

また、死傷者数の約7割が第三次産業に従事する方々であり、転倒、腰痛等による労働災害が多く発生しており、特に50歳以上の労働者による転倒災害が7割を超えるなどこれらに対する防止対策を講じることも必要です。

労働災害の増加には、様々な背景があり、都内の就業状況の変化や社会情勢等、種々の原因が考えられます。

また、休業4日以上死傷者数が増加する傾向が見られるなど、今後も一層の安全対策の充実が求められています。

労働災害は本来あってはならないものであり、安全な就労環境を築くためには、経営トップの強い意識による取組と併せ、それぞれの立場に応じたすべての関係者が認識を共有して取組を推進することが必要です。

また、労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

7月1日から7日までを本週間とする全国安全週間を控え、準備期間である6月は、事業場の安全について点検を行う良い機会でもあります。

事業者の皆様におかれましては、別紙事項に特にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全衛生意識の高揚と向上のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

令和6年6月

厚生労働省 東京労働局長

美濃 芳郎

# 職場の安全・衛生のための活動

別紙

東京都内では、**3年連続して1年間で1万人**を超える方が仕事に発生した労働災害や事故により被災しています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

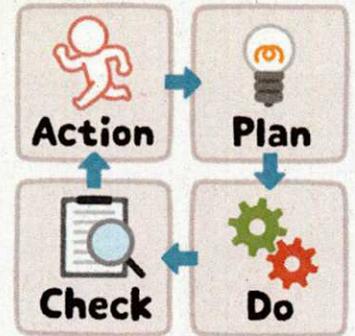
## □経営トップの安全衛生方針の発信が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。



## □安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが義務付けられていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。



## □職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に合った危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。

職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。



## □労働者1人1人に対する安全衛生の意識啓発をお願いします！

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要です。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！

東京労働局では、第14次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。



トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

東京労働局・労働基準監督署



東京労働局 HP

# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

# 職場の「熱中症」を防ごう！

～夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

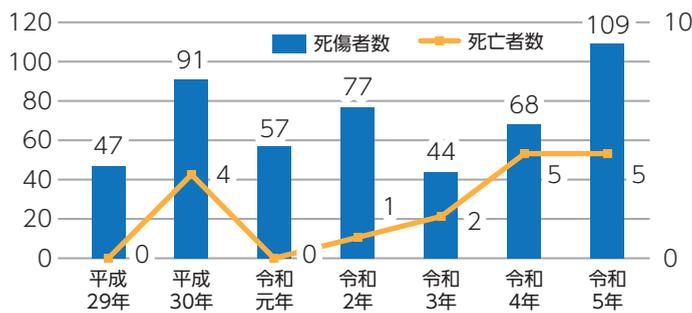
令和5年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上の労働災害は109件発生し、うち5件が死亡災害となっています（数値は令和6年1月末日現在）。業種別では、建設業、警備業がそれぞれ2割強を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に梅雨明け直後と夏休み明け時期に多く発生しています。令和4年は記録的な高温となった6月に23件（34%）が発生し、令和5年もほぼ半数の49件が7月に発生するなど、近年は月別の平均最高気温が高い8月以前に熱中症発生のピークがきています。

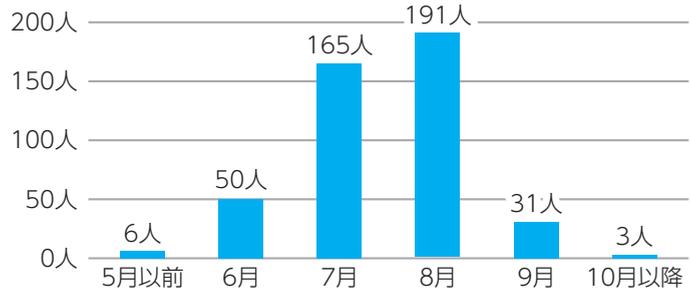
熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。**夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。**



熱中症による死傷者数の推移（平成29年～令和5年）



月別の熱中症発生状況（平成30年～令和5年）



## 令和5年に発生した熱中症の発生事例【東京】

（参考）気温は、東京管区気象台（千代田区北の丸公園）の値です。

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日数等
6月10時	警備業	屋外の工事現場において、ふらついて倒れたもの。日陰で一時間休憩したが、回復しないため救急車を呼び搬送された。3日後死亡。	28.5℃ (30.1℃)	死亡
7月10時	ビルメンテナンス業	マンション清掃業務中に気分が悪くなり、休憩後、帰宅途中に救急搬送された。	31.4℃ (33.8℃)	約30日
8月17時	建設業	建設現場において養生、養生撤去、清掃等の業務に従事し、ごみを建物から屋外に運んでいた際に倒れ、病院に搬送されたが、死亡したもの。	31.2℃ (34.5℃)	死亡
9月11時	飲食店	店舗厨房のエアコンが故障している中、調理を行っていたところ失神したうえに、転倒したため負傷したもの。	32.5℃ (36.1℃)	約30日

## 熱中症とは

高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症が疑われます。

I度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）	重症度 小 ▼ 大
II度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下	
III度	意識障害、ふらつき、けいれん発作（ひきつけ）、高体温	



# 暑さ指数(WBGT値)を活用しましょう!

暑さ指数を計測し、作業内容や装備と比較し、熱中症リスクを確認しましょう。

## 1 暑さ指数の計測

実測できない場合は「その地域を代表する一般的な暑さ指数」(予報サイトなど)+補正手段により、参考値を算出してください

## 2 衣類の補正值と作業内容で熱中症リスクを確認

## 3 リスクに応じた対策を検討、実行



暑さ指数の実況と予測  
(環境省熱中症予防情報サイト)



暑さ指数の計算方法はこちら

# おもな熱中症対策

## 1 作業環境管理

- ・作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。
- ・水分や塩分を補給するための飲料水等、身体を適度に冷やすための氷等を備え付ける。

## 2 作業管理

- ・作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する。
- ・計画的に熱への順化期間を設ける。(梅雨明け直後、夏休み時期明け、新規配属者に特に注意)
- ・喉が渇くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する。
- ・服装は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。(身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討)

## 3 健康管理

- ・熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等の疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
- ・作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じ、作業の配置換え等を行う。
- ・作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認する。(労働者からの申出も促す)

## 4 労働衛生教育

- ・労働者を高温多湿場所で作業させる場合、作業の管理者と労働者に対してあらかじめ、  
①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例について、労働衛生教育を行う。

### 熱中症の応急手当

いつもと違うと思ったら、すぐに **119** 番

救急車到着まで

作業着を脱がせ

**水をかけ** 全身を急速冷却

前日のチェック	仕事前のチェック
<input checked="" type="checkbox"/> 仕事前日の飲酒は控えめに	<input checked="" type="checkbox"/> よく眠れたか
<input checked="" type="checkbox"/> ぐっすり眠る	<input checked="" type="checkbox"/> 食事をしたか
<input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラート確認	<input checked="" type="checkbox"/> 体調は良いか
	<input checked="" type="checkbox"/> 二日酔いしていないか
	<input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラート確認

### 仕事中のチェック

- 単独作業を避け、声をかけ合う
- 監督者は現場パトロール
- 水分・塩分の補給
- こまめに休憩

詳しくはコチラ

以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。